　委　託　契　約　書　（案）

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 代表取締役 池田 雅一（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第１条　甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

(１) 委託業務名　「令和７年度アニメーション制作における人材育成プログラムの実践・情報提供事業」

(２) 委託業務の内容及び経費　（別添）業務計画書のとおり

(３) 委託期間　契約締結日から令和８年１月３０日とする。

（委託業務の実施）

第２条　乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、本契約書添付の仕様書や業務計画書等に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

２　仕様の内容に疑義が生じ、又は仕様に明記されていない事項が問題になったときは、甲乙協議して定める。

（委託費の額）

第３条　乙が本業務を履行するにあたり支出する費用は、仕様にて特に定めるものを除き、すべて乙の負担とする。

２　甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、

○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○円・消費税率１０％）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

３　前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、委託費の限度額に１１０ 分の１０を乗じて得た金額である。

４　乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（実施体制の確保について）

第４条　乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制の確保のため、乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

３　乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

４　乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

５　第１項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。

６　乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、５年以内に第１項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

（危険負担）

第５条　委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第６条　乙は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第７条　乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

２　乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

３　甲は、前項の書面の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

４　第２項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第２項に規定する甲の承認があったものとする。

５　乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第２項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

６　乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

７　乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

（再々委託の履行体制の把握）

第８条　乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。

３　乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対して遅延なく変更の届出を行わなければならない。

（業務の変更）

第９条　甲は、必要に応じ本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止させることができる。この場合、報酬額及び納期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

２　乙は、第３３条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間の流用で、その流用額が総額の２０％未満の場合はこの限りではない。

３　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（業務の廃止等）

第１０条　乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

２　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託業務完了（廃止）報告）

第１１条　乙は、委託業務が完了又は前条第１項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から３０日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（検査）

第１２条　甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて、受領後１０日以内に検査を実施し、乙に合否を通知しなければならない。

２　甲は、検査に合格しない場合は、乙に本業務の全部又は一部のやり直し等を命じることができる。乙がやり直し等を行った納入物については前項を準用する。

３　乙は、甲に対し、前条の納入物が第三者の特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業機密、ノウハウその他の知的財産権を侵害していないことを保証する。

４　本契約により、乙から甲に納入される納入物に関する著作権（著作権法第２７条、第２８条の権利を含む。）は、乙が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲から乙へ本契約に係る報酬が完済されたときに、乙から甲に移転する。なお乙は著作者人格権を行使しないものとする。

５　乙から甲への著作権移転の対価は、報酬に含まれるものとする。

（額の確定）

第１３条　甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、乙に対して通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第３条第１項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）

第１４条　第１２条の検査及び前条第１項の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託費の支払）

第１５条　甲は、第１３条第１項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

２　委託費の支払は、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、乙の報告完了日の翌月末日までに別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振り込むものとする。

３　甲は、第１項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年大蔵省告示第９９１号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

４　甲は、乙からの請求により、必要があると認めるときは、文化庁と協議を行い、協議が調った場合に限り、第１項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

（過払金の返還）

第１６条　乙は、前条第４項によって既に支払を受けた委託費が、第１３条第１項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

２　乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、年利２．５％の割合により算定した金額を利息として支払わなければならない。

（成果報告）  
第１７条　乙は、第１１条の規定に基づく報告書の提出までに実施報告書の電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）を甲に提出するものとする。

（コンテンツの定義）

第１８条　この契約書において、「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項に規定するものをいう。

（知的財産権の範囲）

第１９条　この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

（２）著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

（３）事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成５年法律第４７号）上保護される利益に係る権利

２　この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出をいう。

３　この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第７の２号、第９の５号、第１１号にいう翻案、第１５号、第１６号、第１７号、第１８号及び第１９号に定める行為並びに特定情報の使用及び開示をいう。

（知的財産権の帰属）

第２０条　甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（１）乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第２２条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

（２）乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

（３）乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

（４）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ　子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２　甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

３ 乙は、第１項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲又は甲が指定する第三者による無償の実施）

第２１条　甲又は甲が指定する第三者は、前条第１項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

（知的財産権の報告）

第２２条　乙は、本委託に係る産業財産権等の出願又は申請を行ったときは、出願の日から６０日以内に産業財産権等出願通知書を甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願、商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。

３　乙は、第１項に係る産業財産権等の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から６０日以内に産業財産権等通知書を甲に提出しなければならない。

４　乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から６０日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。

５　乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第２３条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第２０条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

２　乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第２０条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

３　乙は、第１項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第２４条　乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第２０条、第２１条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

２　乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第２０条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

３　乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

第２５条　乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（特定情報の指定）

第２６条　甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

（知的財産権の管理）

第２７条　第２０条第２項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

（１）特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

（２）回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

２　甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

（職務発明規程の整備）

第２８条　乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という｡ ）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

（知的財産権の使用）

第２９条　乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

（個人情報の取扱い）

第３０条　 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。） について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（１）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。

（３）本件業務に従事しない乙の役員・従業員その他の者に当該個人情報を取り扱わせること。また、乙は当該従業員等の在職中および退職後にわたり本号の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

５　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。返還に際しては、乙が保有するコンピュータ、記録媒体その他一切の装置等に保存された個人情報を復元不可能な方法により消去し、その完了を甲に書面（電磁的方法を含む。）で報告しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

６　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

７　第１項及び第２項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

８　乙は、委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。

９　乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

１０　乙は、本人又は第三者から当該個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、削除その他個情法に基づく請求若しくは問い合わせ等を受けた場合、遅滞なく甲に書面で通知し、甲の指示があるまでこれに対応してはならない。ただし、法令により乙が直接対応を義務付けられる場合でも、乙は速やかに甲に報告し、可能な限り甲と協議の上で対応するものとする。

（成果の利用等）

第３１条　乙は、委託業務によって得た研究上の成果（第２０条第１項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）

第３２条　甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

２　乙は、甲より前項の報告要求があった場合、報告要求を受けた日から起算して、３日以内に書面で回答しなければならない。

（契約の解除等）

第３３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、何時でも、事前に何ら通知催告することなく（ただし、本項第１号を除く。）本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

1. 本契約のいずれかの条項に違反し、甲が書面をもってその是正を催告するもこれに従わないとき。
2. 故意又は過失により納期までに本業務のすべてを履行できず、又は不完全な履行であると甲が判断したとき。
3. 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は滞納処分を受けたとき。
4. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始を申立てられ、又は自らこれらの申立てをしたとき。
5. 監督官庁からの行政処分を受け、又は営業を廃止若しくは解散したとき。
6. 自己振出若しくは自己引受の手形又は自己振出の小切手につき不渡処分を受けたとき。
7. 前各号の他、本契約を継続しがたい相当の事由が発生したとき。

２　前項の解除は第４１条の損害賠償の請求を妨げない。

３　前各項号の規定にかかわらず、乙又は再委託先が、本契約期間中に、本邦及び諸外国当局が指定する制裁対象者その他これらに準ずる者に指定された場合、甲は、本契約に基づいて発生し、当該指定日以降に支払期限が到来する報酬及び費用の支払義務を負わないものとする。ただし、乙又は再委託先が当該本邦及び諸外国当局より資金受領の個別許可を取得した場合はこの限りではない。

（不正行為等に対する措置）

第３４条　甲は、乙が、本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施に当たり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

２　甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（利息）

第３５条　甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。

２　前項の利息は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し返還金を納付した日までの日数に応じ、年利３％の割合により計算した額とする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第３６条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

（２）公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（３）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

（２）前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）前項第２号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　乙は、契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　乙はこの契約に関して、第１項又は第２項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第３７条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第３８条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３９条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約等に関する契約解除）

第４０条　乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第４１条　甲及び乙は、本契約の履行に関連して故意又は過失によって相手方に損害を与えた場合、相手方に対して損害賠償の義務を負う。

２　乙による本業務の履行に関連して第三者に損害が生じ、甲がこれを賠償する等した場合、乙は甲に対し当該賠償額及びこれに付帯する合理的な弁護士費用を支払わなければならない。ただし、当該損害の発生について、乙に故意又は過失がない場合はこの限りではない。

３　甲は、第３７条、第３８条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

４　乙は、甲が第３７条、第３８条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

５　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

６　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第４２条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（代表者変更等の届出）

第４３条　乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

（書類の保管等）

第４４条　乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から５年間保管しておくものとする。

　なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

（秘密の保持等）

第４５条　本契約において、「機密情報」とは、有形・無形を問わず、本業務を遂行するに際して、乙が知り又は知り得た技術上、営業上、業務上その他の一切の情報（次条に定義される個人情報を除く。）をいう。ただし、次のいずれかに該当することを証明することのできる情報は機密情報に含まれない。

（１） 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後乙の責によらずして公知となった情報。

（２） 開示することについて甲の書面による同意を得た情報。

（３） 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

（４） 開示の時点ですでに適法に保有している情報。ただし、甲との間で締結された契約により機密保持又は目的外使用禁止義務を負っている情報については、当該契約の定めに従う。

（５） 開示された情報を使用若しくは参照したり、又は機密情報の恩恵を受けることなく独自に開発した情報。

２　乙は、機密情報の重要性を認識し、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、機密情報の漏洩、紛失、改ざん又は不正なアクセス等の危険に対し、組織上及び技術上必要かつ合理的な安全対策を講じなければならない。

３　乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、機密情報を第三者へ開示・漏洩しない。ただし、監督官庁の要求若しくは法令の定めに従って開示する場合はこの限りではなく、その場合、甲に対して直ちに開示の事実を通知する。

４　乙は、本業務の遂行上必要な最小限の乙の役員・従業員、乙の弁護士、会計士その他のアドバイザーで法令上又は契約上機密保持義務を負う者並びに乙が指定し甲が同意した者（以下「従業員等」という。）に対してのみ機密情報を開示することができる。

５　乙は、機密情報を開示した乙の従業員等及び甲の承諾を得た第三者（その従業員等を含む。）に本条の機密保持義務を遵守させるものとし、これらの者の機密保持義務違反について一切の責任を負うものとする。また乙は、甲が要求したときは、その従業員等及び甲の承諾を得た第三者の従業員等より、「機密保持誓約書」を徴求し、甲に提出する。

６　乙は、甲から開示された機密情報を本業務の遂行という目的にのみ使用し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用してはならない。

７　乙は、本業務の遂行上必要な場合の他、機密情報又は機密情報を含む媒体について、複製、翻案、翻訳等をしてはならない。

８　甲は、乙に対し機密情報の管理・利用状況につき報告をもとめ、また合理的な態様で乙の本社、支社、事務所等に立ち入り、必要な検査を行うことができる。

９　乙は、機密情報の流出・漏洩等の事故が発生した場合、直ちに甲に通知し、その指示に従うとともに損害が拡大するのを防止するため最大限の努力をしなければならない。

10　乙は、本条が甲に対し何ら情報開示義務を課すものではないことを承諾する。

11　乙は、本業務終了後及び甲から要請があった場合には、提供された機密情報を甲に返還し、又はその責任において廃棄する。廃棄した場合で甲から要請があった場合には、廃棄したことを証する書面を提出する。

12　本条は、甲乙間の他のいずれの機密保持契約にも影響を及ぼさない。ただし、機密情報の取扱いについて、別途書面による合意をした場合、乙は当該合意の内容に従う。

13　本条の機密保持義務は、本契約終了後も有効に存続する。

（契約の細目）

第４６条　この契約に関して必要な細目は文化庁委託業務実施要領（平成２０年２月１日文化庁次長決定）に定めるところによる。

（疑義の解決）

第４７条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

（専属的合意管轄）

第４８条　本契約に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（不可抗力）

第４９条　天災、戦争、労働争議、政府による規制・措置その他、甲乙の合理的管理の及ばない事由（以下「不可抗力」という。）により、本契約の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合、甲及び乙は、互いにその責任を負わないものとする。ただし、不可抗力の発生後、速やかに相手方にその内容を通知するとともに、状況の改善又は契約の履行再開に向けた努力を継続するものとする。

（法令等の遵守）

第５０条　甲及び乙は、本業務に関する指示、対価の支払及び本業務の遂行等にあたり、関係する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導等を遵守しなければならない。

（完全な合意）

第５１条　本契約は、甲乙間の全ての合意内容を含む完全なる合意を構成しており、本契約締結以前又は締結後に成立した口頭または書面による一切の合意、了解、交渉に優先するものとする。

（善意協議）

第５２条　本契約書条項の解釈に疑義を生じ、又は本契約条項に定めのない事項が問題になった場合、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

※契約書の最後部に「仕様書」、「業務計画書」を添付

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有するものとする。

令和７年　　月　　日

（甲）東京都港区虎ノ門５―１１―２

　　　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

　　　代表取締役

池田　雅一　　　　　　　印

（乙）（住所）

　　　（商号）

　　　（代表者の役職）

　　　（氏名） 印